

経理部長の任務に関する組合規約細則の改定について

2013年10月31日
広島大学教職員組合

【提案内容】

組合規約細則を2013年10月31日付けで以下のように改定する。(_____ が変更部分)

<現 行>

第24条 経理部長が交代するときは、前任者は、引継書を作成し、監査委員の監査を受け、1カ月以内に後任者に引継ぐ。

第25条 経費を支出するときは、伝票に必要事項を記入し、証拠書類と共に経理部長の認印を得るものとする。

<改定案>

第24条 経理部長が交代するときは、前任者は、前月末時点の引継書を作成し、2カ月以内に後任者に引継ぐ。

第25条 経費を支出するときは …… (中略) …… 得るものとする。ただし、執行委員会が改廃を行なう他の規則において経費支出に関する別段の定めがある場合は、この限りでない。

附則 (2013年10月31日)

1. 改正 第24条第1項、第25条第1項
2. この規則は、成立の翌日から施行する。

【提案理由】

経理部長の任務に関する現行の組合規約細則において、解釈または運用によっても対応できない実行困難な規定等があり、上記のように改定します。また、第25条第1項の規定については、2010年10月1日施行の「経費支出の決裁及び精算に関する規則」との整合性を図ることが必要でした。

●経理部長の任務に関する規定

(1) 組合規約より抜粋

第18条 (役員の任務)

- 5 経理部長は、執行委員会の決議に従い、金銭の出納および財産の管理にあたる。

(2) 組合規約細則より抜粋

(経理部長の任務)

第21条 経理部長は、組合一般会計および特別会計の予算および決算その他日常会計一切を統括する。

3 経理部長は、執行委員会の承認を得て、適当な組合員に会計処理の指導および会計点検を委嘱することができる。

(決算)

第22条 経理部長は、毎年度末に、その年度に属する会計決算を行い、執行委員会に報告する。

(経理部長の引継)

第24条 経理部長が交代するときは、前任者は、引継書を作成し、監査委員の監査を受け、1カ月以内に後任者に引継ぐ。

2 引継書の内容は、現金、預金、預金証書、財産目録、各種証券および債権・債務とする。

(支出の手続き)

第25条 経費を支出するときは、伝票に必要事項を記入し、証拠書類と共に経理部長の認印を得るものとする。

2 その他経費支出に関し必要な事項は別に定める。

以 上